

埼玉県立越谷西特別支援学校  
松伏分校

「いじめ防止基本方針」

令和3年4月

# 目 次

はじめに	1
第1 越谷西特別支援学校松伏分校いじめ防止基本方針の策定	1
第2 いじめの防止のための対策	2
第3 いじめ早期発見への取組	3
第4 いじめに対する措置（早期解決への取組）	3
第5 「重大事態」の対応について	4

# 学校いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

近年、特別支援学校においても例外ではなく、いじめについては、障害のあるなしにかかわらず、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る問題である。

この度、県立越谷西特別支援学校松伏分校は、いじめ防止対策推進法13条に基づき、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

## 第1 越谷西特別支援学校松伏分校いじめ防止基本方針の策定

### 【学校いじめ防止基本方針】

#### 第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針又は県の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

本校の「いじめ防止基本方針」は本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・解決といった対処が、教職員組織が一丸となって計画的に行うための行動計画でもある。

この「いじめ防止基本方針」の策定が、すべての教職員でいじめ問題に取り組む契機となるよう取り組んでいく。

#### (いじめの定義)

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(平成25年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

## 第2 いじめの防止のための対策

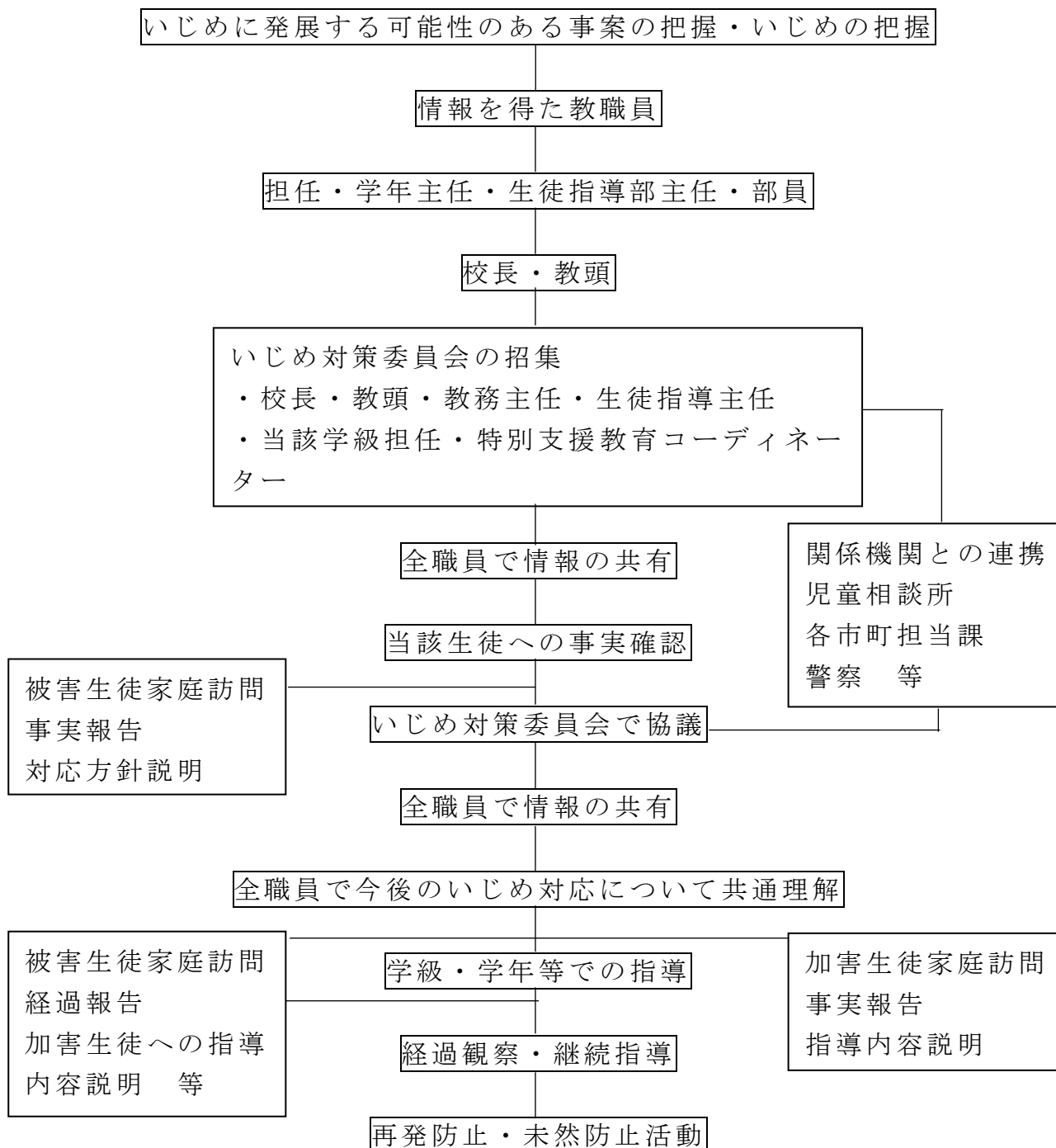
### 【学校いじめ防止基本方針】

#### 第22条(1) いじめの防止等に向けた組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

#### (1) 組織の設置

#### 〈校内組織〉



## (2) 未然防止のための取組

いじめは、どの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないため未然防止に取り組む。

- ①生徒たちがいじめ問題を自分のことについて考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ②教育活動全体を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- ③学校での悩みの解消を図るために、特別支援教育コーディネーター・自立活動主任、養護教諭といった職員を活用する。
- ④教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- ⑤常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- ⑥教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- ⑦行政等の関係機関と定期的な情報交換を行い、恒常的な連携を深める。

## 第3 いじめ早期発見への取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。そのため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関りを持ち、様々な手段を講じる。

- ①「いじめはどの学級でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち全教職員で生徒を見守り、気付いたことを共有する。
- ②おかしいと感じた生徒がいる場合には、学年や学部、生徒指導部で気付いたことを共有し、大勢の目で生徒を見守る。
- ③生徒の様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い生徒に安心感を持たせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は、担任や学年等で教育相談を行い、悩み等を聞き把握に努める。

## 第4 いじめに対する措置（早期解決への取組）

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることがないように全職員が一致団結して問題解決にあたる。

- ①いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめの問題解決にあたる。

- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をしたうえで、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる生徒たちにもいじめているのと同様であるということ指導する。
- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている生徒の心を癒すために、コーディネーター、自立活動部主任、養護教諭と連絡を取り共有しながら指導を行っていく。
- ⑥ いじめ問題が起きたときは家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集め、指導に生かすこととする。決して学校内だけ問題解決をするようなことはしない。
- ⑦ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば「よい子の電話教育相談」（埼玉県総合教育センター）等のいじめ問題などの相談窓口も利用も検討する。

## 第5 「重大事態」の対応について

### 【いじめ防止対策推進法】

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に上げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### （1）重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。

例えば

- ア 生徒が自殺を企図した場合
  - イ 身体に重大な障害を負ったとき
  - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
  - エ 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安に関わらず校長の判断により迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあったときは、その視点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

#### (2) 重大事態の報告について

重大事態が発生した場合、本校は埼玉県教育委員会へ事態発生について報告する。

#### (3) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に関わる調査を行うため、速やかに、いじめ対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、県教育委員会の問題調査審議会の委員等の協力について相談する。

#### (4) 事実関係を明確にするための調査の実施について

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。